

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成28年9月30日（金） 県庁本館5階審議会室	
出席委員氏名	秋野 裕子 （公財）地方経済総合研究所 主任研究員） 大脇 成昭 （熊本大学法学部 准教授） 柿本 竜治 （熊本大学院自然科学研究科 教授） 渡辺 千賀恵（東海大学 名誉教授）	
審議対象期間	平成28年4月1日 ～ 平成28年6月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考) 災害復旧工事のみ
一般競争入札	件	
条件付一般競争入札	件	
指名競争入札	2件	
随意契約	3件	
談合情報	なし	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定 ○熊本県入札監視委員会運営要領によると、「委員会は公開・非公開を決定するものとする」とあり、平成25年度から審議の一部を公開している。今回も議事の公開・非公開について、事務局から提案がっている。</p> <p>「議事（4）委員間の意見交換」を非公開とすることについて ○異議なし。</p> <p>○「議事（4）委員間の意見交換」については非公開と決定</p> <p>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</p> <p>【H26～28年度第1四半期別別熊本県発注工事の入札結果の推移（資料1）】 ○地震の影響で随意契約の発注件数が通常よりもかなり増えているが、これは第1四半期特有か。それとも、今後、年間を通して随意契約の発注件数が増えていくのか。</p> <p>【平成28年度の入札不調等の発生状況について（資料2）】 ○特になし</p> <p>【最低制限価格の誤りによる工事入札手続きの取り止めについて（資料3）】 ○対象の2件の工事については、地震に伴う災害復旧工事。算定方法を誤ったというよりも算定方法が改正されているのを知らなかったことによるミスだと思われる。（コメント）</p>	<p>（事務局の提案） ○委員会でを行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「議事（4）委員間の意見交換」について、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。</p> <p>（報道関係者入室）</p> <p>（事務局）別添資料1～6を報告</p> <p>○第1四半期は緊急対応として随意契約により工事を進めていく必要があり、件数が例年になく増えた。今後の見込みとしては、入札制度の改正もあり第1四半期の件数がそのまま推移していくことはない考える。</p>

意見・質問	回答
<p>【震災関連等工事に係る入札契約制度の取扱いについて（資料４）】</p> <p>○復興JVと特定JVの違いは何か。</p> <p>○平成24年の九州北部豪雨災害と今回の制度の見直しの違いは、発注標準額の見直しプラス復興JV制度を新たに設けたということか。</p> <p>○震災関連等工事は財源が通常工事と異なるのか。基金によるものがあるのか。</p> <p>○これまで一般競争入札（総合評価）でしていたものを指名競争入札にすることで、どれほどのスピードアップが図られるのか。</p> <p>○発注する際に、県の方で通常工事か、震災関連等工事等に区別するのか。</p> <p>○（6の施工体制の確保について）遠隔地からの労働者を確保するための経費（宿泊費、交通費等）を変更設計で対応するとあるが、余計にかかった費用はみるということか。</p>	<p>○特定JVとは、大規模かつ技術難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模・性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に、工事毎に結成する共同企業体とことをいう。復興JVも特定JVのひとつだが、復興JVとは、今回の入札制度改正により、当分の間、震災関連等工事を施工するに当たって結成する共同企業体のことをいう。</p> <p>通常工事では、3億円以上の工事について、A1によるJVとしていたが、震災関連等工事については、工事発注件数が多くなることが見込まれA1業者だけでは対応できないため、A2業者をJVの参加者として認めることとした。</p> <p>○そのとおり</p> <p>○基金によるものはかなり先のことで、国の災害復旧事業費と災害関連緊急砂防事業費等が主な財源となる。</p> <p>○スピードアップには日数だけではなく、業者側の技術申請書等の資料作成に係る事務軽減も含まれている。日数的には、概ね一般競争入札（総合評価）だと入札公告から契約まで約40日、指名競争入札は指名通知から契約まで約20日程度。</p> <p>○区分する。</p> <p>○今後、工事発注件数が多くなると見込まれ、建設労働者の不足が懸念される。元々は労働者に係る経費（旅費等）は現場管理費や共通仮設費の中に一定の割合で計上されているが、遠方の労働者を雇用し通常分を超えた場合は、実費分を変更設計で対応するというもの。</p>

意見・質問	回答
<p>【入札契約方式別発注契約工事一覧について（資料5）】 ○特になし</p> <p>【指名停止等の運用状況一覧表（資料6）】 ○特になし</p> <p>3 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について（資料7）】 ○抽出担当渡邊委員長から説明</p> <p>【審議対象工事（資料8）】 【共通質問】 ○1と2の工事については、前震の日に施工していることから、請求された実費が予定価格となり、3については、地震後1カ月経っているため予定価格は県が積算し発注したということか。</p> <p>○1、2の工事について、実費請求であることから「予定価格」ではないのではないか。こういう災害の場合は、通常の「予定価格」という表現は使用しない方がいいのではないか。 工事の発注の手順としては、落札率100%とならざるを得ず妥当だとは思いますが、一部不安は残る。</p> <p>○1、2の工事については、前震の日となっているが有り得ることか。</p> <p>○災害発生時は、建設業支部を通して業者を選定していることが分かったが、支部はどのように業者を選定しているのか。</p> <p>○災害においては、緊急対応して随意契約による発注が妥当ではあるが、県全体として事後的に災害による費用が通常工事の積算と比較してどれ位割高になったのか、検証が必要なのではないかと考える。(コメント)</p> <p>(1) 上益城地域振興局管内28年発生道路災害復旧応急その16工事</p>	<p>○そのとおり。</p> <p>○実費請求ではあるが、労務費単価等審査している。前震の日に緊急に発注し、事後処理せざるを得なかったというのが実情。</p> <p>○緊急車両が通行できるように緊急に着手した。</p> <p>○支部において各地区ブロック単位で選定している。</p>

意見・質問	回答
<p>(2) 上益城地域振興局管内28年発生道路災害復旧応急その27工事</p> <p>(3) 秋津川28年発生河川災害復旧(堤防切返しその1)工事 ○業者からの実費請求ではなかったのか。</p> <p>(4) 国道445号(滝尾地区)28年発生道路災害復旧工事 ○辞退者が3者いるが、辞退の理由は把握しているか。</p> <p>(5) 国道445号(下鶴)28年発生道路災害復旧応急工事 ○(4)の工事と比較すると、落札率が約10%低いが要因は何か。</p> <p>○10者中3者は最低制限価格を下回ったことにより失格となっている。</p> <p>4 委員間の意見交換 (非公開)</p> <p>5 次回の入札監視委員会について ○資料10により候補日選出</p>	<p>○県で積算し発注している。</p> <p>○聞きとりまではしていないが、おそらく手持ち工事が多く技術者が不足したのではないかと推測する。</p> <p>○本工事は法面工事であり、法面工事はこれまでも落札率は低い傾向がある。</p>